

WTOカンクン閣僚会議の結果について

1 経緯

(1) 日時等

- ・日時 9月10日(水)～14日(日)
- ・場所 メキシコ・カンクン
- ・参加国 146カ国・地域の閣僚

(2) 交渉分野

- ・農業
- ・非農産品市場アクセス(林水産物を含む)
- ・開発問題
- ・シンガポール・イシュー(投資、競争、政府調達、貿易円滑化)
- ・その他

(3) 会議の結果

- ・シンガポール・イシューを中心に、先進国、途上国間の立場の違いが埋まらず、合意が得られないまま、終了。
- ・12月15日までに、高級事務レベル会合(一般理事会)を開き、今後の進め方について議論する予定。

2 農業

- (1) 9月10日、我が国、スイス、ノルウェー、韓国等9カ国により、非貿易的関心事項の反映、上限関税の削除、関税割当拡大の修正を内容とする共同修正提案を提出。

(注) 共同提案国：日本、スイス、ノルウェー、韓国、ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、モーリシャス、リヒテンシュタイン(モーリシャスが9月12日に支持を表明し、10カ国(G10)となった。)

- (2) 会議開催期間前後を通し、我が国は、シンガポール・ヨー大臣（農業交渉調整役）、メキシコ・デルベス大臣（WTO閣僚会議議長）等との会談を行い、我が国の主張を積極的に申し入れ。
- (3) 9月13日配布された閣僚会議文書第3次案において、上限関税に関し、非貿易的関心事項の観点から指定される限定的な品目について例外扱いとする旨の記述が、括弧付きながら追加。

(注) カンクン閣僚会議文書3次案（農業部分）

- 2.2 []%の上限を超える関税品目については、先進国は、当該上限関税にまで削減するか、又は関税割当を含み得る要求・回答方式（リクエスト・オファー方式）によってこれらの若しくは他の品目において効果的な追加的市場アクセスを確保する。[この範疇において、参加国は、非貿易的関心事項の観点から指定される極く限られた品目について、今後決定される条件に基づいて、上記2.1のみが適用されるとの追加的な柔軟性を有する。]

3 林水産物

関税削減方式、分野別関税撤廃・調和等の論点について途上国と先進国の間で対立しており、閣僚会議文書第3次案では、これら対立点の解決を実質的に先送りする形となっている。

4 二国間会談等

- (1) WTO閣僚会議議長等との会談
ヨ一貿易産業大臣(シンガポール、農業交渉調整役) 9月9日
デルベス閣僚会議議長(メキシコ) 9月13日
- (2) 多面的機能フレンズ国閣僚会合(9月10日:日本主催)
- (3) 10カ国の閣僚との二国間会談(9月8日~9月14日)
EU、メキシコ、スイス、ノルウェー、韓国、カナダ、ブルガリア、フランス、オーストリア、デンマーク(オーストリア、デンマークは、太田副大臣対応)
- (4) 世界農業者サミット講演(9月9日)